

■台風19号による大雨被害 栃木市の主な災害支援

市では、台風19号による大雨被害からの復旧・復興に関して、各種の支援を行っています。これまでにお知らせをしてきました各種支援の概要をご紹介します。詳しくは、新聞折込で配布した黄色い情報紙「台風19号による大雨被害 災害支援のお知らせ」（市役所本庁舎・各総合支所や、市内公共施設に設置。市ホームページでもご覧いただけます）や、市公式ホームページをご覧ください。



支援内容	概要	申請期限など	問合せ先
災害見舞金	被災された世帯や事業所等に見舞金を支給	対象と思われる方には、12月中旬頃、郵送で書類を送付	福祉総務課 ☎ (21) 2102
住宅・家財	被災者生活再建支援制度	住宅が被害に遭った世帯への被災者生活再建支援金の支給 基礎支援金：令和2年11月11日(水)まで 加算支援金：令和4年11月11日(金)まで	危機管理課 ☎ (21) 2551
	住宅の応急修理への支援	市が業者に依頼し、被災した住宅の居室・台所・トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、一定の範囲内で応急的に修理	修理工事を行う前に申請 住宅課 ☎ (21) 2452
	被災者住宅復旧支援事業費補助金	「被災者生活再建支援制度」が適用とならない方に、住宅の復旧費用の一部を補助します	令和2年10月12日(月)まで 危機管理課 ☎ (21) 2551
	被災住宅再建等の資金借入れの利子の補助	被災住宅の再建を促進するため、再建資金を借入れた場合に生じる利子を補助	令和2年4月30日(木)まで 住宅課 ☎ (21) 2452
	指定民間賃貸住宅家賃等補助金	自宅が被災した世帯が、新たに市の指定する民間賃貸住宅に入居した場合に必要な費用の一部を補助	令和2年4月30日(木) 住宅課 ☎ (21) 2453
	被災した家財家電・被災した自動車 の買換え・修繕の費用の補助	被災した家財、家電、自動車の買換え・修繕に要する費用に対し補助金を交付	令和2年11月12日(木)まで ※申請は1世帯につき「家財・家電」「自動車」でそれぞれ1回まで 障がい福祉課 ☎ (21) 2146
	生活必需品等の支援	生活必需品等を喪失または損傷し、日常生活を営むことが困難な方に対して生活必需品等を現物支給	対象と思われる方には、12月中旬頃、郵送で書類を送付 地域包括ケア推進課 ☎ (21) 2147
	災害援護資金貸付金	世帯主が負傷した または 住居・家財に著しい損害を受けた一定の所得に満たない世帯に生活の立て直しをするための資金の貸し付け	令和2年1月31日(金)まで 福祉総務課 ☎ (21) 2201
崩土等除去・敷地復旧	台風19号による土砂や倒木等の撤去費用、法面崩壊などの復旧費用の一部を補助	令和2年10月12日(月)まで 農地：農林整備課 ☎ (21) 2387 共同墓地：環境課 ☎ (21) 2143 その他：都市計画課 ☎ (21) 2433	
農業	農業用機械、農作物等、農業用施設、農業用ハウスへの各種補助、資金借入れの利子の補助 など	問合せ先へ確認ください 農業振興課 ☎ (21) 2384	
商工業	被災事業所等復旧支援事業費補助金	市内で被災した事業者の復旧の支援	令和2年10月12日(月)まで
	被災中小企業再建支援補助金	市内で被災された中小企業者の再建を支援	令和2年11月12日(木)まで 商工振興課 ☎ (21) 2371
	被災中小企業災害復旧資金融資利子補助金	被災した中小企業者の借入れの利子を補助	令和2年11月12日(木)まで
水道料金等の減免	家屋の清掃等に使用し増加した水道料金・下水道料金を減免	該当する方には、減免後に通知を送付 企業経営課 ☎ (25) 2100	

■台風19号で被災された方の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

居住する住宅に被害があった方への減免

台風19号により居住する住宅に損害があった方で、令和元年度の保険税(料)の減免対象と思われる方へ、12月中旬に減免申請書を郵送しました。該当する方は、申請書がお手元に届いたら、必要事項を記入し、返送してください。

対象 台風19号により居住する住宅に「全壊・半壊・大規模半壊・床上浸水」の損害のあった方。

減免額 **全壊の場合** 下表の額の全額
半壊・大規模半壊・床上浸水の場合 下表の額の2分の1の額

国民健康保険税 介護保険料	普通徴収(現金・口座払)の方 ⇒ 4期(10月末)～9期(3月末)の合計額 年金特徴(年金から差し引き)の方 ⇒ 10・12・2月の保険税(料)の合計額
後期高齢者 医療保険料	下の①・②のいずれか多いほうの額 ① 普通徴収(現金・口座払)の方 ⇒ 4期(10月末)～9期(3月末)の合計額 年金特徴(年金から差し引き)の方 ⇒ 10・12・2月の保険税(料)の合計額 ② 10月～3月の6か月相当分の保険料額

収入の減少が見込まれる方への減免

台風19号の被害により主たる生計維持者(原則として世帯主)の事業収入等(事業・不動産・山林・給与)の減少が見込まれる方で次の1～3全てに該当する場合(介護保険料は1及び3が該当する場合)、減免が受けられる場合があります。

該当する方は市民税課にお問い合わせの上、市民税課窓口にて申請してください。

- 対象要件**
1. 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等による補填分を控除)が、前年の事業収入等の額の10分の3以上
 2. 前年の総所得金額等の合計額が1,000万円以下
 3. 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下

減免申請する際に必要なもの

り災証明書またはひ災証明書、収入見込額申告書、平成30年分の事業収入を証明する書類(確定申告時の収入内訳書等の写し)、保険金等の支給額決定通知書の写し、印鑑

問合せ先 市民税課 ☎ (21) 2263

平屋

住宅専門店

WEB来店予約お待ちしております!

平日でもOK!

QUOカード 500円分 プレゼント

月 木 金 土 日

※1家族様1回限りとさせていただきます。

無駄を省いたシンプルライフ。今、平屋が人気です。

0282-25-5339

ホーデリーホーム 栃木 検索



Hoderi Home

ホーデリーホーム

〒322-0602 栃木市西方町金井323-1

栃木市小平町2期/

建売平屋モデル/3LDK(22坪タイプ)

来年2月上旬完成予定